

平成28年4月から税務証明等申請時の 「本人確認方法」を一部変更します

郡山市では、なりすましによる虚偽申請や事件等を未然に防ぎ、市民の皆様の個人情報保護をさらに強化するため、税務証明等申請時の「本人確認方法」を一部変更いたします。
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



◎変更内容

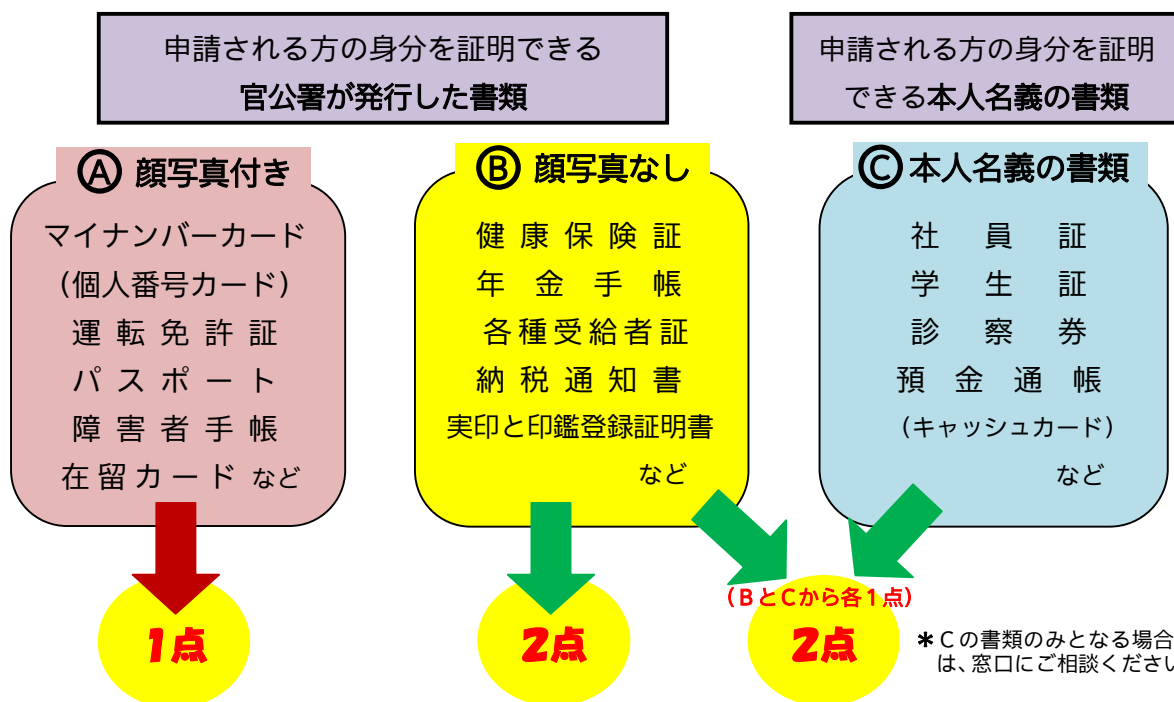
これまで、税務証明等申請時には運転免許証や健康保険証などの本人確認書類を1点提示いただき本人の確認を行っておりましたが、平成28年4月からは、官公署発行で顔写真付きの本人確認書類であれば1点、それ以外の本人確認書類であれば2点の提示をお願いします。

なお、番号法第16条に基づく「本人確認」とは異なり、マイナンバーの提示は不要です。

◎対象となる証明書等

- 所得・課税証明書、納税証明書、固定資産証明書、名寄帳、固定資産課税台帳記載事項証明書、評価額証明書、公課証明書、登録証明書、無資産証明書
- 固定資産課税台帳の閲覧

◎本人確認書類



※1 申請者が税理士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士(以下「税理士等」という。)である場合は、税理士等であることを証する書類のうち、顔写真付きのものは「本人確認書類」①に、顔写真の付いていないものは「本人確認書類」③に代えることができます。

※2 必要と判断した場合においては、口頭質問等をさせていただきます。

お問合せ 郡山市税務部資産税課(TEL:024-924-2091)